白馬 EV クラブ 規約

第1条(名称)

本会を白馬クラブと称する。

第2条 (事務局)

事務局を長野県北安曇郡白馬村北城 4895 あぜくら山荘に置く。

第3条(目的)

- 1. 「ジャパン EV ラリー」の開催を支援するため、EV (電気自動車)・PHEV (プラグインハイブリッド自動車) に関する理解を深めると共に、村内の EV の受入環境を整備し、又、イベントの支援により、来訪者へのおもてなしを図る。
- 2. EV の受入環境を整備及び支援活動を通して、EV で来訪する観光客の誘致を 積極的に推進する。
- 3. EV を村民や観光客の村内移動交通として活用することにより、地域の新たな 魅力づくりとし、白馬村全体の観光振興に寄与する。
- 4. 白馬村の豊富な自然エネルギー資源(水力・木質バイオ・太陽光・雪氷熱・温泉熱・地熱など)によって発電した電気を EV に供給することで、地産地消による新しい持続可能な地域モデルとして国内外に向けて広く発信する。

第4条(事業)

目的のために下記の事業を行う。

- ・ EV 講習会の開催
- ・ 充電設備設置の為の説明会
- ・ 各施設(宿泊、飲食)への EV 用(普通充電)コンセント設置促進
- ・ EV 充電マップの作成
- ・ EV 充電スポット表示板作成
- ・ EV 用急速充電器の設置促進
- ・ 「ジャパン EV ラリー」開催時の来訪者受入支援
- ・ EV の村内公共輸送手段としての活用促進
- ・ 再生可能エネルギーで発電した電気を EV に供給する体制作り
- ・ その他、目的達成のための事業

第5条(会員)

本会は、個人・企業会員と団体会員で構成する。

第6条(会費)

年会費 個人・企業3千円、団体一口1万円 尚、一旦入金された会費はいかなる理由でも返還されない。

第7条(役員)

総会において、代表1名、副代表若干名、理事若干名、事務局長1名、監事若干名を選出する。以上を役員とし、会長は本会を統括する。又、顧問若干名を置くことができる。尚、役員の任期は1年とし再任を妨げない。

第8条(総会)

総会は本会の最高議決機関であり、会議は会員の過半数により成立する(委任状をふくむ)年1回以上開催し、一般報告および活動報告をする。

第9条(運営委員会)

役員会は、役員が構成し会長の招集により適宜開催する。

第10条(資産)

本会の資産は会員の会費、寄付および事業収益などからなり、本会の経費に充当して事務局会計がこれを管理する。

第11条(会計年度)

本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。

第 12 条

本規約は平成25年1月17日より実施する。